



各種手当・助成・相談

各種手当



児童手当

中学校卒業まで(15歳になって最初に迎える3月31日まで)の児童を養育しているかたに支給されます。申請をした翌月分から支給されます。

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

児童扶養手当

父母の離婚や死別等によるひとり親家庭、父か母に一定の障がいがある家庭、父母のいない子どもを養育している家庭で、18歳になって最初に迎える3月31日までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を養育しているかたに対して支給されます。支給基準、所得制限があります。

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

特別児童扶養手当

重・中度知的障がいや身体障がい、または発達障がいなどで日常生活に大きな障がいのある*20歳未満の子どもを育てているかたに支給されます。申請をした翌月分から対象になります。支給要件、所得制限があります。*所定の診断書が必要になる場合があります。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度(埼玉県)

中学校へ入学する児童を養育しているひとり親家庭や父母のいない児童を養育している非課税世帯のかたに支給されます。(生活保護受給世帯および同居している扶養義務者が課税の世帯を除きます)

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に就業促進を図るため、指定教育講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給する給付事業です。受講開始前に申請が必要ですので、詳しい内容等は事前にご相談ください。(所得制限があります)

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に、就労機会の向上に適する資格の取得を支援するための給付事業です。詳しい内容等は事前にご相談ください。(所得制限があります)

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の母または父およびその子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座の受講費用の一部に給付金を支給します。受講開始前に申請が必要ですので、詳しい内容等は事前にご相談ください。(所得制限があります)

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

障害児福祉手当

20歳未満で、在宅の重度の障がい児に支給されます。支給要件、所得制限があります。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7101

在宅重度心身障害者手当

在宅の心身障がい者(児)に支給されます。障がいの程度によって支給額が異なります。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7101

医療費の公費負担



こども医療費の助成

中学校卒業まで(15歳になって最初に迎える3月31日まで)の子どもを対象に、通院および入院に要した保険診療費の本人負担分が助成されます。2市1町の医療機関で受診するときに、健康保険証と「こども医療費受給資格証」を提示すれば医療機関窓口での支払いは不要です。2市1町以外で受診したときは、窓口で立替払いをして翌月以降に領収書か、医療機関で証明を受けて、健康保険証と「こども医療費受給資格証」を持って市に助成申請します。

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院し、医師が必要と認めた場合、その入院養育の医療費を公費で負担します。資格要件や所得に応じて自己負担金があります。

問い合わせ 健康増進センター TEL 049-252-3771

自立支援医療(育成医療)

自立支援医療を受ける18歳未満の子どもの医療費の負担が軽減されます。都道府県又は政令市から指定を受けた医療機関で、自立支援医療を受けることができます。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

自立支援医療(精神通院)

てんかんや精神疾患等で継続して医療を要する場合、医療費の負担が軽減されます。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7101

小児慢性特定疾病医療給付

小児慢性特定疾病医療の治療を受ける18歳未満の子どもの診察にかかる費用等を公費で負担します。所得に応じて自己負担金があります。

問い合わせ 朝霞保健所 TEL 048-461-0468

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭で18歳になって最初に迎える3月31日までの児童(障がいがある場合は20歳未満)とその父または母、もしくは養育者が医療機関にかかった場合、支払った保険診療費の本人負担分が助成されます。所得によっては、自己負担金があります。(所得制限があります)

問い合わせ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

重度心身障害者医療費の助成

重度の障がいのあるかたが病院等で受けた医療費の保険診療自己負担分のうち、健康保険から給付される高額医療費や附加給付金を控除した額が助成されます。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7101

ハンディキャップのある子どものために

各種手当：P20 医療費の公費負担：P21 相談窓口：P24

身体障害者手帳

身体障害者福祉法等に基づく各種サービスを受けやすくするための手帳です。(手当てや減免制度等の活用だけでなく、お子さんの進学などに参考となるものです)

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

療育手帳

知的障がいのある児童が各種サービスを受けやすくするための手帳です。(手当てや減免制度等の活用だけでなく、お子さんの進学などに参考となるものです)

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

精神障害者 保健福祉手帳

精神障がい、発達障がい、またはてんかんなどの疾患で、長期にわたり日常生活、集団生活への大きな制約がある児童が対象となります。手帳の等級によって、利用できるサービス、減免制度などがあります。

問い合わせ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

- 各種手帳はそれぞれに診断書が必要となり、診断書料の補助もしています。詳しくは、お問い合わせください。

みずほ学園

就学前の児童発達支援を行う施設です。地域療育事業として、訓練・言語・発達相談や親子グループ「コアラ教室」「たんぼぼ教室」、施設開放として「あそびのひろば」を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ TEL 049-252-3237

コアラ教室
週1回

たんぼぼ教室
月2回

あそびのひろば
週1回

育児・母乳相談



新しい家族との生活は楽しいけどとっても大変!でも、ママの体は一つ…。市や病院など相談できる場所はたくさんあります。どんどん活用して子育てを楽しんじゃおう!



乳児・母乳相談(要予約) 健康増進センター TEL 049-252-3771



- 対象** 1歳までのお子さん(第1子)とお母さん
内容 ワンポイント保健情報、育児相談、グループトーク、母乳相談(母乳相談のみ経産婦も可)
場所 毎回同じところではないので、申し込み時にお問い合わせください。

母乳育児・乳腺炎などのトラブルが 相談できる産婦人科、助産院



出張で対応しているところもあるので、新生児のママには強い味方です。

*掲載している情報は平成29年11月のものです。

産院

恵愛病院*1	049-252-2121	富士見市針ヶ谷 526-1
にしじまクリニック	049-262-0600	富士見市勝瀬 1034-1
上福岡総合病院*2	049-266-0111	ふじみ野市福岡 931

※1 母乳相談は病院で出産されたかた対象。乳腺炎等は産婦人科で受診できます。

※2 母乳相談は病院で出産されたかた対象。

助産院

おいかわ助産院 志木母乳・育児相談室	048-475-0531	新座市東北 2-7-25
大平母乳育児相談室	04-2998-5778	所沢市北秋津 708-20
すど助産所母乳育児相談室	090-6163-3480	朝霞市西弁財 1-10-25-207
高野母乳育児相談室(出張専門)	090-3917-1563	所沢市西所沢 1-7-22-210
まつもと助産院	048-468-7135	朝霞市仲町 1-3-2 1F
♥子待ち助産院(旧めぐみ助産院)	048-478-4489	新座市野火止 6-15-10
♥助産院もりあね	04-2943-3139	所沢市下富 612-10
♥わこう助産院	048-424-5537	和光市新倉 2-1-25

※予約や時間、料金など直接各助産師にお問い合わせください。

♥: お産ができる助産院です。

子育て相談窓口一覧

毎日の子育て、子どもの成長に悩みはつきものです。一人で悩まず身近な人たちに聞いてもらいましょう。解決の糸口が見えてくるかもしれません。また、公共の相談窓口があります。気になったら一度相談してみませんか。

乳幼児育児相談

保育経験者による食事や栄養、排泄、遊びや友だちなどについて電話相談を実施しています。

● 相談時間 10:00～15:00
(市立子育て支援センターのみ 10:00～16:00)

● 問合せ

市内各子育て支援センター (P26～P29)、各保育所 (園) (P65～P66) をご覧ください。

家庭児童相談室

日々の子育ての中でのお悩みや、児童についての心配 (児童の性格、生活習慣、知能、言語、障がい、集団生活、非行、家族関係) などに、相談員が電話、面接、家庭訪問などで相談に応じています。

● 相談時間 月～金曜日 8:30～17:00
(祝・日・年末年始はお休みです)

● 問合せ 障がい福祉課 TEL 049-252-7106

■ 児童相談 (随時)

18歳までのお子さんについて相談に応じます。

■ 親子教室 (かたつむり教室)

言葉や発達、集団生活の適応などに心配がある入園前の幼児とその親を対象にしたグループ教室です。集団遊びを通じて、児童の成長や集団適応を促し、進路などの個別の相談に応じます。

■ 言語相談 (予約制)

言語聴覚士が、主に就学前のお子さんの言語発達や、発音不明瞭などの相談や訓練、検査を実施します。

■ 子育て相談 (予約制)

臨床心理士が、子育ての相談に応じます。

■ 療育相談 (予約制)

発達の遅れやつまづきを持つ児童、情緒的な問題を持つ児童などの医療、療育、日常生活について、精神科医師が相談に応じます。

健康増進センター

乳幼児子育て相談・食事相談

● 相談日 月～金曜日 8:30～17:15
● 問合せ TEL 049-252-3771

教育相談

幼児、児童、生徒及び保護者、教師等を対象とする相談に応じます。

面接相談は、予約が必要です。

● 相談日 月～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00

(土曜日の相談は、電話相談のみ)

(祝祭日とゴールデンウィーク・年末年始を除く)

● 問合せ 教育相談室 TEL 049-253-5313

みずほ学園

心身の発達等に心配のある乳幼児についての相談に応じます。

● 相談日 月～金曜日 8:30～17:15
● 問合せ TEL 049-252-3237

ひとり親家庭

医療費の助成や手当などについての相談

● 相談日 月～金曜日 8:30～17:15

● 問合せ 子育て支援課 TEL 049-252-7104

子どもスマイルネット

子育てのお悩みやしつけの問題から、いじめや体罰などあらゆる相談に応じます。

● 相談日 毎日 10:30～18:00
(祝日・年末年始を除く)

● 問合せ TEL 048-822-7007

ふじみの国際交流センター

外国籍市民のかたが安心して暮らせるよう日常生活に関する相談を受けます。

● 相談日 月～金曜日 10:00～16:00
● 問合せ ふじみの国際交流センター

(ふじみ野市上福岡 5-4-25)

TEL 049-269-6450

If you have any trouble in living in Japan, come to FICEC. We can help you.

Free of charge

Phone number : 049-269-6450

Monday-Friday 10:00-16:00

子ども未来応援センター

子どもに関する総合相談窓口です。どこに相談してよいかわからないときは、まずこちらにご相談ください。専門のスタッフがお話を伺い必要な支援へとつながります。

- 相談日 月～金曜日 8:30～17:15
- 問合せ 子ども未来応援センター
TEL 049-252-3773

子どもの虐待 110 番

育児不安や虐待関係について、相談を受け付けています。

- 相談日 月～金曜日 10:00～16:00
- 問合せ NPO 法人埼玉子どもを虐待から守る会
TEL 048-835-2699

子どもの人権 110 番

子どもの人権専門委員を中心に相談に応じます。

- 相談日 月～金曜日 8:30～17:15
 - 問合せ TEL 0120-007-110 (全国共通・無料)
- IP 電話のかたはさいたま地方法務局
TEL 048-859-3515

川越児童相談所

発達の遅れ、しつけ、心身の障がい、不登校、非行など、お子さんについての相談

- 相談日 月～金曜日 8:30～18:15
- 問合せ TEL 049-223-4152

With You さいたま

生きかた・家族・夫婦・DV・人間関係など様々な悩みの相談

- 相談日 月～金曜日 10:00～20:30
日・祝・第3木曜日・年末年始を除く
- 問合せ TEL 048-600-3800

STOP!

子ども虐待

こんなことで悩んだり、悩んでいる人を見たとき

家庭児童相談室 (障がい福祉課児童福祉係)	TEL 049-252-7106
子ども未来応援センター	TEL 049-252-3773
市立子育て支援センター「ぴっぴ」	TEL 049-251-3005
児童相談所全国共通ダイヤル	189

身近に相談できる人がいなかったり、母親が一人で育児をかかえたり、子どもの発育・発達が気になったり、日々の子育てのストレスや不安などからつい子どもにあたってしまう…。

虐待はそんな日々の延長に起こることが多いのです。そんな時は、一人で悩まず相談してください。児童虐待は、お母さん、お父さんだけの問題ではありません。

児童虐待ってなんだろう？

1. 身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外にしめだすなど。

2. ネグレクト (保護者の怠慢あるいは拒否)

病気や怪我をしても病院に連れて行かない、長期にわたり家に閉じ込める、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにするなど。

※保護者以外の同居人も含まれます。

3. 心理的虐待

子どもの存在を否定するような言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど。

※児童の目の前で行われる家庭内暴力も含まれます。

4. 性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなど。

